

## 八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例の解説

八尾市は、河内音頭をはじめ、さまざまな伝統的文化が今に継承され、心合寺山古墳<sup>しおんじやま</sup>などの歴史的な環境や高安山山系のみどりあふれる自然環境に恵まれたまちであります。また、多種多様な技術を有する中小企業が集積しているものづくりのまちであり、多くの外国人が共に生活するまちでもあります。人情と情熱にあふれる市民のパワーが先人の汗と知恵を引き継ぎながら、八尾固有の風土とまちを作り上げてきました。

古くから大和と難波を結ぶ要衝、河内の中心として栄え、中世には久宝寺、八尾、萱振の三つの寺内町が形成されました。ここに市民自治の萌芽がみられ、自治都市としての伝統が自治会加入率の高さとなってあらわれ、市民と市との協働の実績を生み出してきました。

この経験を活かし、市民自治をより発展させるためには、人権を尊重し、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなどの違いを認め合い、すべての市民一人ひとりがつながり、市民と市及び市民どうしが地域の課題について話し合い、課題解決の途を探ることが重要となってきます。これを前提に、地域資源を最大限に活用して、市民と市及び市民どうしがそれぞれの役割分担と責任を自覚し、協働してまちづくりを進めていくことが、新たな段階の地方自治に求められます。

市民が住みつづけたいたいと思うまちの実現をめざし、ここに、参画と協働の新たなしくみを定め、地方自治の本旨に基づき、市民が主体となって地域活動を行い、その活動を通じて蓄積される地域力を活かしたまちづくりをより一層進めるため、この条例を制定します。

### 【解説】

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例は、八尾市において市民参画と協働によるまちづくりを進めるための考え方や制度を定めています。前文では、八尾市の文化や歴史、自然、産業について触れる一方、これまで培われてきたコミュニティづくりや市民と市の協働の経緯について述べるとともに、第4次八尾市総合計画の重要な柱となっている「市民自治」と「地域経営」に基づくまちづくりの重要性を指摘し、その実現のためにこの条例が必要であることを記述しています。

八尾市にある、たくさんの地域資源についてここでは述べています。市の東部には人々の心を癒すみどりあふれる自然と多くの史跡を有する高安山、その西側には一級河川である大和川をはじめ、桜並木の見事な玉串川などの河川が縦横に流れています。また、商店街、住宅地、工場、鉄道、高速道路、そして飛行場があり、多彩な「モザイク」のようなまちを形成しています。この八尾市は、昭和23年（1948年）に人口6万4千人余りの田園都市として産声を上げ、その後の高度経済成長期における人口の急増を経て、現在では人口27万5千人を擁する近代都市として発展を続けています。

八尾の地は江戸時代の大和川の付け替え工事により、洪水を繰り返していた湿地帯が

新田として生まれ変わるとともに、農家の副業であった河内木綿の生産や刷子、撚糸の製造が地場産業として栄えました。また、大企業・中堅企業の積極的な誘致や地場産業の近代化、業種転換が図られることにより、多種多様な技術を有する中小企業が集積する全国有数のものづくりのまちとして発展しています。そして、心合寺山古墳しおんじやまなど数多くの史跡や文化財、伝統芸能が伝えられており、伝統的文化の一つである河内音頭は古くから歌い継がれ、河内音頭を中心として開かれるまつりは、八尾の夏の風物詩の一つとなっています。

今日、八尾市にはこれらの資源とともに、人という貴重な財産があり、市民活動や地域活動が活発に行われています。人の気質はその地方によってさまざまな違いがあります。戦国時代から450年以上前の歴史を現代に伝えている久宝寺寺内町など八尾市には三つの寺内町があり、歴史的にみても八尾の人には反骨精神や自主・自立・自治の気概があるとされています。このような寺内町としての自治都市の伝統が、独立不羈(どくりつふき)※1の市民自治を育んできたと考えられます。

その伝統が住民自治を支える自治会組織である自治振興委員会への市民の高い加入率となってあらわれ、それが市民と市が一緒になって取り組んだ、平成8年度(1996年度)のごみの指定袋制の導入、いわゆるごみの5種分別・指定袋制の成功へとつながりました。また、地域では地区福祉委員会をはじめとした組織が、高齢者や子育て、青少年育成などについて様々な取り組みを行っている一方、近年ではNPO※2などのテーマ型の市民活動が広がってきています。

これらの市民自治の歴史を次世代に引き継いでいくために、平成13年度(2001年度)からスタートしました第4次八尾市総合計画では、地域の資源を最大限に活用して、市民と企業と市が協働してまちづくりを進める「地域経営」という考え方を採り入れています。

これからのまちづくりでは、市民自治の理念にたって、市民自らが主役となり、主体的にまちづくりを進めていくことが大切です。そのためには市民がまちづくりを自らの生活における課題としてとらえ、市は市民がまちづくりに参加する意識を醸成するための支援や、参加の場と機会の更なる確保を保障していくことが必要です。

八尾市にはたくさんの外国人が暮らしており、市は国籍にとらわれず共に生活するための様々な取り組みを行ってきました。また、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなど立場や生活スタイルなどが違う多くの人が生活を営んでいます。市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、立場や考え方の違いを認め合い、まちづくりについての共通意識を持ち、そしてつながり、地域での問題や課題について、対話を重ね、市民どうして問題解決の道を探ることがこれから大変重要なこととなっていきます。

市民が住みつづけたいと思うまちの実現に向けて、地域の課題を自分の生活の問題として市民一人ひとりがとらえ、行動するために、市民と市との協働の新たな関係をしくみとして定め、地域力※3を活かした市民主体のまちづくりを進めることを目的として、この条例を制定することを、前文において示しています。

- ※1 独立不羈（どくりつふき）とは、自立心が強く才能が優れていてしばられないこと。
- ※2 NPOとは、営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。
- ※3 地域力とは、人々が地域で主体的に活動しながら発揮する力や活動を通して蓄積されていく力、すなわち地域で自治を担う力のこと。

（目的）

第1条 この条例は、市民の参画と協働によるまちづくりについての基本的な事項を定めることにより、主権者である市民一人ひとりが自治の意識を高め、市民と市及び市民どうしが対等な立場に立って、それぞれの役割分担と責任を自覚し、お互いを理解し合うことを通じて、地方自治の本旨に基づく、地域力を活かしたまちづくりを進めることを目的とする。

【解説】

ここでは、市民一人ひとりがまちづくりを担う意識を持ちながら、多様なまちづくりに関わるしくみを作ることにより、地域力を活かしたまちづくりを進めることについて条文化しています。

この条例では、市民の参画と協働によるまちづくりにおける市民と市の役割を明確にしています。参画と協働のまちづくりを進めるためには、主権者である市民一人ひとりが八尾市のまちづくりを担っていることを認識し、自覚することが必要であるとともに、市は市民がまちづくりに関わるしくみをつくることにより、まちづくりを市民にとってより身近なものにする必要があります。このことを前提として協働についての考え方を条文の中で明示するとともに、自治の意識を持つ市民一人ひとりの力を地域力として活かすことにより、地方自治の本旨である、市民が主役の自治が行われることをここで示しています。

「市民」、「市」、「参画」の用語については第2条で定義します。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 八尾市内に住み、働き、学び、又は事業を営む全ての人及び八尾市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあること等による差別を受けない。
- (2) 市 市長その他の執行機関及び水道事業管理者をいう。
- (3) 参画 市の政策の立案、実施及び評価に至る過程において、市民が主体的に参

加することをいう。

### 【解説】

ここでは、条文としての言葉だけでは、説明しきれない言葉について、用語の定義を行います。この条における定義の効力は、本条例と本条例に規定する制度に限られ、他の条例に及ぶものではありません。

第1号の「市民」とは、八尾市内に住んでいる人、市内の事業所に働いている人、市内の学校に学んでいる人、事業所を営んでいる人、市民公益活動を行っている人の他、八尾市内に事業所をおいている法人やその他の団体など広い範囲をさします。個人の考え方や社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなどの立場の違いで差別するものではありません。また、八尾市では、外国人が多く居住しており、参政権の有無などによって参加を妨げるものでもありません。

第2号の「市」とは、市長とその他の執行機関及び水道事業管理者をさします。その他の執行機関とは、行政委員会など独自の執行権限を有し、その担当する事務について意思決定を自ら行い、それを外部に表示することのできる機関をさします。具体的には、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、農業委員会、監査委員をさします。これらの執行機関は、もちろん市政全般の運営に当たるわけではありませんので、地方自治法などで認められた各々の権能の範囲内で責務を負うことになります。市と表現している部分と、前文中の八尾市と表現している部分では、用語の意味は違います。市民も市もすべてを含んだものについては、八尾市と表しています。

第3号の「参画」とは、市の政策の立案から実施及び評価に至るまでの意思形成の早い段階から市民が主体的に参加し、市民の意思が反映されることをさします。

なお、まちづくりには、人々が顔の見える身近な地域で、心豊かに生活していくための共同の場（まち）を自らの知恵と汗によって創りだしていくまちづくりと、都市全体を見渡した都市政策の視点からのまちづくりがあります。このようにまちづくりの概念は一律でなく、例えば、第10条の「対話の場」でのまちづくりは、前者のまちづくりを想定しており、ここで用語の定義を行うことは困難と考え、規定していません。

#### （まちづくりの基本原則）

第3条 この条例の目的を達成するため、まちづくりの基本原則を次のとおり定める。

- (1) 市は、市民の参画に基づき、まちづくりを行うこと。
- (2) 市民と市とは、対等な立場に立ち、協働のまちづくりを進めること。
- (3) 市民と市とは、お互いにまちづくりに関する情報を共有し合うとともに、市は、その保有する情報を積極的に提供すること。
- (4) 市民と市、市民どうしは、信頼関係に基づき対話を重ね、まちづくりを進めること。

## [解説]

第3条では、条例の目的を実現するために必要な事項を「まちづくりの基本原則」として定め、この基本原則に従って、第4条以下で参加や参画、協働のために必要な個別の事項を定めています。

第1号では、市民自治を進めていくためには、まず市民が主体的にまちづくりに関わることが必要であり、市民自治・地域経営の実現のために市は市民の参画に基づいたまちづくりを進めることを規定しています。

第2号では、市民と市がお互いに対等な立場で、協働してまちづくりを進めることを規定しています。これまでのまちづくりは、計画から事業実施まで市が主導して行い、市民参加は限られたものとなっている場合が見られました。しかし、主権者である市民が主体的にまちづくりに関わり、市民自治を実現するためには、市民と市が対等な立場に立って、協働し、まちづくりを進めていくことが不可欠であり、そのことを規定しています。

第3号では、市民参画に基づきまちづくりを進めるためには、市が保有する情報を積極的に提供していくことが不可欠であることを規定しています。市民と市が情報を共有することにより、市民はまちづくりについてより関心を深めることができます。この点については、八尾市公文書公開条例において既に規定されています。また、情報の提供にあたっては、個人に関する情報の取り扱いについての十分な配慮が必要であり、この点については前述の八尾市公文書公開条例及び八尾市個人情報保護条例において既に規定されています。

第4号では、市民と市、市民どうしの信頼関係に基づいた対話によるまちづくりについて規定しています。市民と市が協働してまちづくりを進めるためには、信頼関係を築くことが必要です。信頼関係に基づいた対話の中から、市民が真に必要としているニーズを見い出したり、地域資源を活用するきっかけが生まれてきます。また、市民どうしの対話の中から、地域において課題を解決するために地域資源を活かす知恵が出てくる可能性があります。このように、これからのまちづくりでは、対話という方法が重要となるため、そのことを基本原則として規定しています。

(まちづくりに参加する権利)

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、まちづくりへの参加においては、お互いが平等であることを認識しなければならない。

3 市民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由として、差別的な扱いを受けない。

## [解説]

第4条では、参政権の有無に関係なく、市民がまちづくりに参加する権利があること

を条文化しています。市民については、第2条で定義しています。

第1項では、市民のまちづくりへの参加の権利を規定していますが、これには第5条の「議論の場」や第10条の「対話の場」における「まちづくりについて意見を述べる権利」も含まれています。

第2項では、社会的身分、人種、民族、信条、性別、年齢、障害のあることなどにとらわれず、市民一人ひとりがお互いに平等であるという認識に立って、まちづくりに参加しなければならないことを規定しています。

第3項では、参加する人や参加しない人が、そのことによって差別的な扱いを受けないことを規定しています。

「参加」とは、市民がまちづくりに関して意見を述べたり、計画立案や実施段階に主体的に関わるもののほか、市民発意で市に課題自体を提案できる参加や、市民が主体となりさまざまな活動を行う参加など、幅広い市民の自由な参加をいいます。

#### (協働の推進)

第5条 市は、まちづくりにおいて、市民の発意を尊重するとともに、市民の参画の機会と議論の場を保障するように努めなければならない。

2 市民と市、市民どうしは、お互いに尊重し合い、情報を共有することによって相互理解を深め、それぞれが対等な立場で、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

#### [解説]

第5条では、協働の推進について条文化しています。

第1項では、協働によるまちづくりの推進のために市としてどのようなことに努めなければならないかを規定しています。これまでは、市が考えたまちづくりについての案を市民に提示し、意見を聞くという形でまちづくりが行われてきました。しかし、これからは、市民一人ひとりがまちづくりの課題を認識し、市民と市が共通の目的を持って、ともにその解決にあたることが大切で、そのことによって、地域の実情や特性、地域における課題などに対応した市民主体のまちづくりが、ひいては市民自治が推進されることとなります。

そのためには、市民発意を尊重しながら、企画立案のできるだけ早い段階からの市民の主体的な参加と、市民がまちづくりについての議論に参加できることを保障していくことが大切であり、そのことをここで規定しています。ここでの「議論の場」とは、「対話の場」と異なり、最終的に合意形成をめざす場をさしています。

第2項では、市民と市、市民どうしの協働によるまちづくりの推進について規定しています。地域の実情や特性、地域における課題などに対応した市民主体のまちづくりを進めるためには、市民一人ひとりがまちの課題を認識し、また、市民と市、市民どうしが共通の目的を持ち、ともにその解決にあたることが大切です。そのためには、市民と

市、市民どうしがお互いに尊重し合い、まちづくりに関する情報を共有し、そしてお互いの立場や役割を理解したうえで、まちづくりを進めるように努めることを規定しています。

(情報の共有)

第6条 市は、市民の知る権利を尊重しなければならない。

2 市は、その保有する情報を市民と共有するため、その情報を積極的に提供しなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報の提供に係る体制の整備に努めるものとする。

4 市民は、市の保有する情報を積極的に収集するとともに、あらゆる機会をとらえ、市民どうしの情報の交流に努めるものとする。

**[解説]**

第6条では、市民の知る権利と情報共有のための情報公開、市民による情報収集と市民どうしの情報交流の努力について条文化しています。

知る権利の尊重においては、一方で個人に関する情報の取り扱いについて十分な配慮が必要であり、第3条の「まちづくりの基本原則」の第3号の条文の解説でもそのことに触れています。個人情報保護については、八尾市個人情報保護条例を制定し、その取り扱いに十分な配慮を払っています。

第1項では、協働のまちづくりを進めるためには、市民と市が必要な情報を共有することが大切であり、市民が市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利について規定しています。

第2項では、協働のまちづくりを進めるために、市は積極的にまちづくりに関する情報を提供することを規定しています。情報の提供にあたっては、市民がまちづくりに関心を持てるよう、市政だよりの紙面や市のホームページの工夫など、市民にわかりやすく興味を引く情報を提供することに配慮することも必要です。情報の共有のための市の保有する情報の公開については、第3条の「まちづくりの基本原則」の第3号の条文の解説でも触れている八尾市公文書公開条例において、公文書は原則公開とし、例外として非公開とする情報は必要最低限にすることとして、公開の対象範囲を明らかにしています。また、情報を公開する際には、個人情報に最大限の配慮をすることが必要となりますが、そのことについても八尾市公文書公開条例で規定しています。

第3項では、市民が知りたい情報にたどり着けるように、市政だよりのホームページなど多様な媒体を活用して、情報を迅速かつ容易に市民に提供する一方、市民公益活動の活性化のための情報を提供していく、市の体制整備について規定しています。

第4項では、情報を共有するためには、市民も市の保有する情報を積極的に収集するとともに、八尾市市民活動支援ネットワークセンターなどが発行する機関誌やホームページなどを活用して、市民相互の情報交流の活性化に努める必要があることを規定して

います。

(市民の役割)

第7条 市民は、まちづくりの課題を自らの問題としてとらえ、自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって活動するとともに、協働のまちづくりを進めるよう努めるものとする。

2 市民は、お互いを尊重し、支え合うとともに、交流を進め、連携を図り、地域資源を活かしたまちづくりを進めるよう努めるものとする。

**[解説]**

第7条では、市民が立場や考え方の違いを認め合い、市と協働してまちづくりを担っていくための市民の役割を示しています。

第1項では、市民はまちづくりにおける課題を自らの問題としてとらえ、解決に向け努力していく姿勢が必要で、そのためには自らの役割と責任を自覚し、まちづくりの主体となって、協働のまちづくりを進めるよう努めることを規定しています。

第2項では、市民が立場や考え方の違いを認め合い、ともにまちづくりを担っていくためには、お互いを尊重し、支え合うことが大切であることを規定しています。また、一人ひとりの力は微力でも、それを集めることで大きな力となるため、市民どうしが交流を図り、連携を進めることが必要であることをここで示しています。地域資源の中には、近い将来、退職により地域に戻ってくる、様々な経験や技術、技能を持った団塊の世代の人材や、ものづくりのまち八尾における事業者の持っている様々な資源が含まれ、それらも含め、あらゆる地域資源を活用したまちづくりを進めるよう努めることを規定しています。

(市の責務)

第8条 市は、市民のまちづくりへの参画の機会を保障し、対話に基づくまちづくりの推進に努めなければならない。

2 市は、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備するとともに、協働の意識を持った職員の育成に努めなければならない。

3 市は、外部委託等を行うに当たり、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成に配慮しなければならない。

**[解説]**

第8条では、市の責務を条文化しています。

第1項では、これからのまちづくりには、市主導のまちづくりではなく、対話に基づ

き、市民意見を反映したまちづくりが求められており、市民がまちづくりに参画する機会を保障することについて規定しています。

第2項では、市民と協働してまちづくりを進めていくためには、市民ニーズに的確に対応できる体制を整備することについて規定しています。そのためには、市で縦割りを排除して協働を担う窓口を創設することや、総合調整機能をより高めるために市の内部での横の連携を促進することなどが考えられます。市民ニーズに対応するにあたっては、多様化するニーズを調整し、合意を図ることに努めることも必要です。また、体制の整備とともに、市の職員が協働の意識をもち業務に取り組むことが必要であり、市は職員の育成に努めることを併せて規定しています。

第3項では、外部委託する際や、指定管理者制度の活用などを図り公共施設の管理・運営を行う際は、効率面をみるだけではなく、市民との協働の視点に立ち、市民公益活動の育成について配慮することが必要であることを規定しています。

(説明責任)

第9条 市は、施策の立案、決定、実施及び評価の全ての過程において、その経過、内容、効果等について市民に説明する責任を果たさなければならない。

2 市は、市民の意見、提案等に対して、分かりやすく応答しなければならない。

**【解説】**

第9条では、市の施策を市民に説明する市の責任について条文化しています。

第1項では、市民に市の施策の意義や効果、影響や財政上の情報などを説明する市の責任について規定しています。施策を立案する段階から実施し、評価するまでの全ての過程で、経過や内容、効果などについて市民に説明する責任を果たさなければならないということを示しています。

この条例において施策は政策を具体化していくための基本的な計画や条例、市民生活に大きな影響を与える制度などをさし、個々の事務事業をさしているものではありません。政策は、市としての大きな方向性や目標を表し、第4次八尾市総合計画では、政策を実現するための基本施策や施策を個別に示していますが、これがこの条例での施策にあたります。

八尾市にはたくさんの事務や個別事業がありますが、それらについては、第13条で規定する行政評価において、その実施効果や意義について説明を行ないます。

第2項では、市民からの意見、提案などに対して、市は事実関係を調査し、行政用語などを使わずにわかりやすく応答することを規定しています。これは応答責任と呼ばれるもので、現在でも行われていますが、条例にこのことを明記することにより、市が当然行わなければならない責任としてルール化します。

(対話の場)

第10条 市民は、自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するよう努めるものとする。

2 市は、前項に規定する対話の場の運営に必要な支援を行うことができる。

3 市は、第1項に規定する対話の場を円滑に進めるための人材の育成の支援に努めるものとする。

4 市は、前2項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

**[解説]**

第10条では、市民どうしが時間をかけて話し合い、立場や考え方の違いを認め合い、意見を共有していくための「対話の場」とその支援について条文化しています。

第1項で示す「対話の場」は、市が市民に設置を押し付けるのではなく、市民が主体的に設置し、運営を行う場を言います。第4次八尾市総合計画では、市民と市が協働してまちづくりを進めていくためには、市民参画を保障し、推進する市民参加のしくみづくりが必要であるとし、市民が気軽に楽しく日常の生活から感じたことやまちづくりについて地域で語り合える機会と対話の場として「まちづくりラウンドテーブル」を市民が主体となってつくっていくことをめざしています。「まちづくりラウンドテーブル」を含め、市民が地域において自由な立場でまちづくりについて意見交換ができる対話の場を設置するように努めることをこの条項で規定しています。合意形成をめざす「議論の場」については、第5条（協働の推進）において市が保障することをすでに規定しています。

第2項では、対話の場に対する必要な市の支援を規定しています。

第3項では、対話の場を円滑に進めるための人材育成の支援を市が行うことを規定しています。これは市民公益活動への支援などを通じて、側面的な支援として実施していきます。

第4項では、第2項及び第3項における対話の場への市の具体的な支援の範囲や方法などを、別に定めることを規定しています。現在も地域経営アドバイザーの派遣や場の提供などを行っていますが、小学校区など一定の規模でまちづくりについての対話の場が設置される場合などに、市はその運営に必要な支援を行うことをここで規定しています。

(市民公益活動への支援)

第11条 市は、市民公益活動を支援することができる。

## [解説]

第11条では、市民と市の協働によるまちづくりを進めていくためには、市民公益活動がより活発化する必要があり、市民公益活動への支援を行うことができることを規定しています。

市民公益活動とは、自主的かつ積極的な社会貢献活動のことを言います。

市民公益活動への支援としては、財政的な支援の他に交流の場や情報・ノウハウの提供があります。財政的な支援として、「地域福祉推進基金」や平成17年3月に設置された「市民活動支援基金」「地域安全・安心のまちづくり基金」が、また交流の場や情報・ノウハウの提供として、「市民活動支援ネットワークセンター」などがあり、その活用を図っていきます。

市民公益活動への支援にあたっては、活動の透明性や公益性、八尾市がめざすまちづくりとの合致性などに留意するとともに、支援したことによる効果や成果について検証していく必要があります。

また、市民公益活動を行う団体自身も、その活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することにより、透明性を確保することが求められます。

### (市民意見提出制度)

第12条 市は、基本的な政策等を立案するときは、事前にその案を公表し、市民の意見を求めるものとする。

2 市は、前項の規定による意見に対する考え方を公表するものとする。

3 市は、前2項の規定の実施に当たり、範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。

## [解説]

第12条では、政策等の立案においてその目的、内容などを公表し、市民からの意見を広く求めるしくみを条文化しています。

第1項では、市が市民生活に大きな影響を及ぼすような計画の策定や条例の制定などを行うにあたっては、早い段階において案の公表に努め、市民からその案についての意見を募集することが必要であることを規定しています。これまでも計画の策定などにあたって、市民の意見を聴取することがありましたが、条文となることで市民から意見を広く求めることがルール化されることとなります。また、市が市民に意見を求める時には、市民が意見を提出しやすいように、作成した趣旨、目的、背景、事案に対する考え方や事案に関する資料を事前に公表することが必要となります。

第2項では、提出された意見の内容を、また、その意見を受けて修正したかどうかについての市の考え方を公表していくことを規定しています。市民からの意見を聴取するだけでなく、出された意見について市としての考え方を公表していくことが必要となり

ます。

第3項では、市民意見提出制度の対象範囲やその具体的な手続きなどの必要な事項について、別に定めることを規定しています。

(行政評価)

第13条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

**[解説]**

第13条では、市民が市の仕事を理解し、市とコミュニケーションを図るための道具としての行政評価について条文化しています。行政評価は、一般に行政活動を一定の基準・視点に立って評価し、その結果を改善に結びつける手法のことを言います。

第1項では、行政評価の実施と公表について規定しています。市が施策や事務事業を実施するにあたって、それを実施することによりどのような効果や成果があるかを事前に評価し、またそれを実際に実施していく過程においてその成果や達成度をはかることにより、その後の施策に活かしていくことができます。そして、市がその評価結果を市民に公表することで、実施しようとする施策や事業についての事前の考え方や現状を市民に説明し、第9条に規定する説明責任を果たすことができます。

第2項では、市の内部での評価だけではなく、外部からの評価として、市民が評価するしくみを作ることが必要であることを規定しています。

(審議会等の運営)

第14条 市は、その所管する審議会等（以下「審議会等」という。）の委員には、市民からの公募による委員を選任するよう努めなければならない。

2 市は、市民から審議会等の委員を公募する場合は、その選考において、公正な審査により選任しなければならない。

3 市は、審議会等において議論が尽くされるよう配慮しなければならない。

**[解説]**

第14条では、審議会等の委員にできるだけ多くの市民が参画できるしくみをつくることについて条文化しています。

第1項では、審議会等にできるだけ多くの市民の意見を反映させるために、公募によ

る市民委員を選任していく必要があり、市は審議会等の委員として公募による市民を選任するように努めることを規定しています。八尾市では、既に市政に対する市民参加を促進するために「審議会等の設置等に関する要綱」及び「審議会等の委員公募実施指針」を作成し、審議会などへの市民公募を行っています。このことを条例において明確にルール化します。

第2項では、公募による市民委員の選考にあたっては、さまざまな市民が平等に参画できるようにし、その選任にあたっては透明性を確保することが必要であることを規定しています。

第3項では、市民の意見が反映されるためには、市は審議会等の運営にあたって、十分に議論が尽くされるように配慮することを規定しています。

(満20歳未満の青少年及び子どものまちづくりへの参加の機会の保障)

第15条 市は、市民のうち、満20歳未満の青少年及び子どもが、その年齢にふさわしいまちづくりへの参加の機会を保障するよう努めなければならない。

#### [解説]

第15条では20歳未満の人がまちづくりに参加する機会を保障することについて条文化しています。未成年で参政権がない青年から小学生、幼児までを含みます。

この条文では、子どもたちが、その理解力・判断力に応じて、その年齢にふさわしいまちづくりに参加する機会を保障していくよう努力することを規定しています。

子どもたちは次の八尾市を担う世代であり、市はさまざまな機会をとらえ、子どもたちがまちづくりに関心を持つように工夫をする必要があります。また、まちづくりにおいて、子どもたちに大きな影響を及ぼす場合には、子どもたちがまちづくりに参加し、意見を述べる機会を保障することが大切です。

(条例の見直し)

第16条 市は、地域力を活かした市民と市の協働のまちづくりの推進状況の継続的な把握に努め、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例が本市にふさわしいものであるかについて検討を行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びこの条例に基づく制度等の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、第1項の規定による検討を行い、及び前項の規定による必要な措置を講ずるに当たっては、市民の意見を聴取しなければならない。

#### [解説]

第16条では、実情に応じた条例の見直しを行い、進化性を持たせることを条文化しています。

第1項では、地域力を活かしたまちづくりの推進状況の把握を、継続的に行なうとともに、この条例の施行から5年以内に、社会情勢や推進状況に応じて、この条例が八尾市にふさわしいものとなっているかどうか検討することを規定しています。

第2項では、第1項の検討結果から、この条例とこの条例に基づく制度などを見直すことが適当と判断された場合、新たに条例を制定するなどの必要な措置を講じることを規定しています。

第3項では、この条例は市民と市による協働のまちづくりを推進することを目的としたものであるため、推進状況の検討と必要な措置を講じるにあたっては、市民の意見を聴取することを義務づけています。市民の意見の聴取は市民意見提出制度だけでなく、さまざまな方法により実施していくことが必要です。